

夜間金庫規定

1. この規定の取引に係る契約の成立

当金庫は、お客さまからこの規定に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾した時に、当該取引に係る契約が成立するものとします。

1. の2 利用目的

この夜間金庫は、当金庫における利用者名義の普通預金または当座預金へ入金するため、窓口営業時間外に利用してください。

2. 利用方法

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか、預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」といいます。）に入れ、その入金袋を施錠した上で夜間金庫に投入してください。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入した後は、投入口扉が閉じたことを確認し、レシート（利用記録票）を受け取ってください。

3. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認後に指定の預金口座に入金しますので、現金・証券類と入金票が一致していることを確認してください。

(2) 本項（1）の取扱いに当たり、入金票には記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理を行った上は、当金庫はその責任を負いません。

4. 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は、当金庫の受入手続終了後に返却しますので、窓口営業時間中に来店し、受け取ってください。

5. 鍵の保管

(1) 投入口扉鍵は利用者が保管し、その鍵を使用して投入口扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

6. 鍵、入金袋の紛失・破損等

投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときは、直ちに書面により当金庫に届け出てください。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. 損害の負担等

この夜間金庫の利用に当たり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について、上記1. の2に定める目的によらない利用が行われ、仮に損害が生じた場合でも当金庫は責任を負いません。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、9（3）①、②aからg、③aからeおよび④aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、9（3）①、②aからg、③aからeまたは④aからeの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込みをお断りするものとします。

9. 解約等

(1) この契約は、利用者または当金庫の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。なお、投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか上記6に準じて取り扱います。

(2) 次の①から⑥の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに本項（1）と同様の手続をしてください。

① 利用者が使用料を支払わないとき。

② 利用者について相続の開始があったとき。

③ 利用者の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。

⑤ 利用者がこの規定に違反したとき。

⑥ 利用者が行方不明となったとき。

(3) 本項(2)のほか、次の①、②aからg、③aからe、④aからeの一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者へ通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに本項(1)と同様の手続をしてください。

① 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 利用者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- a 暴力団
- b 暴力団員
- c 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- d 暴力団準構成員
- e 暴力団関係企業
- f 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- g その他aからfに準ずる者

③ 利用者が次のいずれかの関係を有することが判明した場合

- a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係(注)を有すること。

(注)「社会的に非難されるべき関係」とは次のようなことを指す。

- ア 暴力団員等やその家族が関与する行事に出席すること。
- イ 自己や家族に関する行事に暴力団員等を参加させること。
- ウ 暴力団員等やその家族が関与する賭博等に参加すること。
- エ 暴力団員等とゴルフを一緒にプレーすること。
- オ 暴力団員等と宴会に参加したり、旅行に行ったりすること。

④ 利用者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計または威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- e その他aからdに準ずる行為

10. 使用料

この夜間金庫の使用料は、別表夜間金庫手数料に掲載の金額を申込時に納入してください。

なお、途中で解約した場合であっても、使用料は返戻しません。

11. 入金帳

入金帳を発行する際は、別表夜間金庫手数料に記載の手数料を納入してください。

12. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権を譲渡、転貸または質入することはできません。

なお、投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

別表 夜間金庫手数料

手数料の種類	金額 (税込)
基本料金 (月額)	7,700円
入金帳代金 1冊 (50枚)	16,500円

以上

17-210 2020.04.01